

## 第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立人に対し平成24年1月10日付け海建総第363号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、異議申立人の求める保有個人情報を再度特定すべきである。

ただし、開示請求に係る保有個人情報の特定にあたっては、保有個人情報開示請求書の「偽造している」の記載により対象となる保有個人情報を限定することなく、当該記載がないものとして解釈し特定を行いその旨決定通知書に明記すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成23年12月26日付けで別紙保有個人情報開示請求書の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項欄に記載の内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 非開示決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を「作成又は取得していないため」との理由で、本件処分を行った。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年3月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

### 1 異議申立ての趣旨



#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分にかかる決定通知書及び理由説明書並びに当審議会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

##### 1 本件処分について

本件開示請求は、「和歌山市上三毛字東山田公図訂正一件（1／2・2／2）」と書かれた海草振興局建設部管理課が保管しているファイル（以下「1／2・2／2ファイル」という。）に編さんされている裁判記録（○○○○○○○○○○○○○○○○事件判決書）に関するものである。

異議申立人は、1／2・2／2ファイルに、偽造された判決書が添付されていると主張しているが、実施機関としては、1／2・2／2ファイルにつづられているのは当該裁判記録の写しであり、偽造されたとの認識を持っていない。そのため、作成取得していないとして非開示決定を行った。

##### 2 対象となる情報について

実施機関では、法務局及び和歌山地方財務事務所において、本件開示請求に係る平成13年公図訂正申請関係書類をそれぞれ見分し、当該裁判記録が添付されていることを確認している。

当該公図訂正作業は、県が和歌山県公共嘱託登記土地調査士協会に業務委託したもので、法務局及び和歌山地方財務事務所にある本件開示請求に係る平成13年公図訂正申請関係書類に添付されている裁判記録は、業務を行った土地家屋調査士が入手したものである。

1／2・2／2ファイルにつづられている裁判記録の写しには異議申立人の自筆のメモ書きがあることから、異議申立人が法務局又は和歌山地方財務事務所で購入したものを実施機関に持ち込んだものであると認識している。

#### 第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり



当該裁判記録の写しには異議申立人の自筆のメモ書きがあることから異議申立人が持ち込んだものであるとし、偽造されたものとの認識を持っていない旨主張しており、請求対象となる情報の評価に関しては、異議申立人の見解と必ずしも一致するものではない。

(4) このような場合、条例が、県の実施機関が保有する個人情報の開示を求める個人の権利を明らかにしている趣旨から、この情報開示制度の基本姿勢に基づき、開示請求に係る情報を限定的にとらえるのではなく、可能な限り多くの情報を開示することが適当であると考える。

## 2 本件処分について

実施機関は、本件開示請求の対象を、「海草振興局建設部管理課が保管している1/2・2/2ファイルに添付されている、偽造された裁判記録(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事件判決書)」に限定している。

しかし、これは適切な保有個人情報の特定とは認められず、実施機関は、開示対象とする情報を、実施機関が保有する公文書に記録されている情報の中から再度特定をすべきである。

ただし、本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書に記載されている、「偽造している」という異議申立人の評価を伴う見解に基づく表現に対応する形で、実施機関が評価を伴う見解を示し、対象となる保有個人情報を限定するのではなく、異議申立人の評価を伴う見解に基づく表現の記載がないものとして解釈し特定を行う旨決定通知書に明記すべきである。

## 3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、開示請求書の作成に際して、実施機関には、開示請求者に対し、対象となる自己情報が記録されている公文書について、その有無を含めた丁寧な説明を行うなど適切な対応が求められる。同時に、開示請求者においても、真に欲する自己情報が何で

あるかを明快に実施機関に伝えることが期待される。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月23日	○諮問（実施機関）
平成24年5月31日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年4月26日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年7月25日	○審議
平成25年8月29日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年9月10日	○審議
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年1月31日	○審議
平成26年3月27日	○審議
平成26年4月18日	○審議
平成26年5月16日	○審議
平成26年6月13日	○審議



## 別紙

保有個人情報開示請求書の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項欄に記載された内容

海建総第343号期限特例適用通知書中和歌山市上三毛字東山田公  
図訂正一件（1／2・2／2）と書かれた管理課（海建）が保管し  
ているファイルの内、〇〇〇・〇〇〇〇2人の承諾書がもらえな  
かった理由を記載した理由書中、〇〇〇氏が承諾書がもらえな  
かった理由として、『〇〇〇氏は〇〇〇番及び〇〇〇番の前には  
里道はなく、〇〇〇番〇・〇〇〇番〇の間に里道があるとの事  
で裁判になりましたが〇〇氏の主張が通らず添付の書類の判決  
となりました』と判決書（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
事件）を添付していた。これは〇〇〇〇の相続した裁判の記録  
で偽造している。この判決書。